

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

一般債振替制度において、各社債の金額の通貨が円以外の社債（以下、「外貨建債」という。）の円滑な起債及び外貨建債の起債活性化に資するため、別紙のとおり社債等振替制度に係る手数料に関する規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

外貨建債の手数料の算出において、新規記録手数料については、払込日の属する月の前月 15 日（当該日が休業日の場合は、前営業日へ繰上げ。以下同じ。）、口座残高管理手数料については、各前月の 15 日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値（これによることが適当でないとき機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）を適用して手数料を算出することとし、所要の改正を行う。（規則別表Ⅱ（注）3、（注）8）

3 施行日

- （1）この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- （2）改正後の規則は、平成 26 年 7 月分の手数料の算出から適用し、同年 6 月以前分の手数料の算出については、なお従前の例による。

以 上